

松江市情報公開審査会答申
(答申第9号)

令和5年5月

松江市

別 紙

答申第 9 号

答 申

1 審査会の結論

松江市長が審査請求人に対し、令和 2 年 8 月 24 日付（新庁第 60 号）公文書部分公開決定通知書でした公文書部分公開決定のうち、「市庁舎整備基本設計・実施設計業務委託プロポーザル業務実施方針・設計工程計画・技術提案書（応募者 A）」（同通知書の「公文書公開に係る文書目録」番号 8 の文書）に関し、「業務実施方針の一部・設計工程計画・技術提案書（様式 15～21）の内容の一部」を非公開とした部分公開決定は妥当である。

2 事案の概要

審査請求人は令和 2 年 8 月 4 日に新庁舎整備基本方針・実施設計業務委託プロポーザル等の公開を求めた。

松江市長は審査請求人に対し令和 2 年 8 月 24 日付（新庁第 60 号）公文書部分公開決定通知書により、「市庁舎整備基本設計・実施設計業務委託プロポーザル業務実施方針・設計工程計画・技術提案書（応募者 A）」（同通知書の「公文書公開に係る文書目録」番号 8 の文書）に関し、「法人の取引内容や経営戦略等が明らかになり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するため。」（松江市情報公開条例第 7 条第 3 号）として、「業務実施方針の一部・設計工程計画・技術提案書（様式 15～21）の内容の一部」を非公開とする内容（以下「本件非公開部分」という。）を含む公文書部分公開決定をした（以下「本件決定」という）。

審査請求人は令和 2 年 10 月 30 日に本件非公開部分の公開を求めて本件審査請求を行った。

3 当事者の主張

(1) 審査請求人の主張の要旨

「（本件非公開部分である）採用分（応募者 A）につき全部公開とすべき。」

(2) 実施機関の主張の要旨

本件非公開部分は、以下のとおり、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するので、本件非公開部分を非公開とした決定に違法又は不当な点はない。

一般的には「新庁舎整備基本設計・実施設計業務委託プロポーザル業務実施方針・設計工程計画・技術提案書」（以下「本件プロポーザル関係書類」という。）のようなプロポーザル関係書類には他の企業に比べた優位性をアピールするために、各企業が独自

に保有する技術やノウハウ等（そこに盛り込む情報だけでなく、その取りまとめ方や見せ方を含む。）を盛り込んだ情報が記載されていることが通常である。そのため、プロポーザル関係書類を公開すると、当該企業独自の技術やノウハウ等が漏れ、その競争力が損なわれる可能性が高い。

募集要項等において本件プロポーザル関係書類の公開を前提としていない。

応募者Aに意見照会をしたところ、本件非公開部分について公開に反対の意思を示した。

審査請求人は採用分であることを理由に本件非公開部分の公開を求めるが、本件プロポーザルは設計候補者を特定するために行ったものであり、新庁舎の設計の内容そのものを求めるものではないので、採用分であっても本件プロポーザル関係書類の内容が当然に明らかになっているわけではない。なお、実施機関は「応募者A」が採用分であるか否かを審査請求人に回答したことはない。

4 審査会の判断

松江市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第3号は、法人等事業活動情報（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）を非公開と定めている。

本件プロポーザルは、新庁舎の設計内容そのものを対象とするものではなく、設計候補者を特定するためのもの、すなわち設計候補者が新庁舎の設計・施工に関する能力を有するか否か、その能力が他社より優れたものであるか否かを審査するためのものである。そのため、本件プロポーザルに応募した企業は、本件プロポーザル書類において、自社が保有する技術や手法のうち新庁舎の設計や施工に係る内容を一般的に記載して、自社の能力をアピールすることになる。

プロポーザルにおいては競争相手がいるのであるから、自社の能力のアピールといっても他社のそれとの比較、つまり相対的なものである。結局、プロポーザル書類にいかなる内容を記載すれば自社の優位性をアピールできるかは他社の記載内容との兼ね合いになる。各企業は、独自の技術や手法があればそれを記載するであろうが、普遍的な技術や手法であっても他社が優位性をアピールしてこないとか、説明の仕方によっては自社の優位性をアピールできると考えれば、それを詳細に説明したり、分かりやすく説明したり、複数の技術や手法を提示したりするなどして、その説明に力点を置くであろう。また、他社が採用すると予想される技術や手法があれば、その短所に言及するということもあり得る。

このようなプロポーザル書類の書き方や見せ方といったノウハウもまたプロポーザル案件を落札するための営業手法の一つである。そして、競争企業の営業手法の内容（本件

でいえば、プロポーザル書類にいかなる内容をどの程度記載するのか) が分かれば、その後のプロポーザル等において、それに対する対抗措置(同じ内容であっても他社よりも詳細に記載する、他社が記載しない技術や手法について記載する、他社の長所や特徴を打ち消すような内容を記載するなど)をとることが可能となるから、ある企業のプロポーザル書類の内容が公開されることは、その競争相手を利するおそれがある。

本審査会において条例第 22 条に基づき本件非公開部分の内容を見分したところ、当該企業の技術や手法が記載されており、これが公開されるとその記載内容に応じた対抗措置を他社に講じられるおそれがある。そうすると、応募者 A は本件非公開部分の記載内容に関して優位性を失うことになりかねず、応募者 A が本件非公開部分の公開を望んでいないことも頷ける。

以上のことからすると、本件非公開部分は条例第 7 条第 3 号に定める法人等事業活動情報に該当すると言えるから、本件非公開部分を非公開とした決定は妥当である。

- 5 審査会の処理経過等
別記のとおりである。

別記

1 審査会の処理経過

年月日	内容
令和2年12月10日	松江市長（以下「審査庁」という。）から諮問
令和2年12月24日 （審査会第1回目）	審議
令和3年2月8日 （審査会第2回目）	審議
令和3年3月26日 （審査会第3回目）	実施機関から意見聴取、審議
令和3年5月21日 （審査会第4回目）	審議
令和4年8月4日 （審査会第5回目）	審議
令和5年5月26日	審査庁に対して答申

2 松江市情報公開審査会委員名簿

令和3年8月31日まで

氏名	所属等	備考
朝田 良作	消費者ネットしまね代表	会長
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	
熊谷 優花	弁護士	
佐々木 和子	総務省行政相談委員	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者

令和3年9月1日から

氏名	所属等	備考
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	会長
川岡 佳子	総務省行政相談委員	
熊谷 優花	弁護士	
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者

3 本件関連条例等（抜粋）

【松江市情報公開条例】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、ガス事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他の市の施設又は機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1)・(2) 略

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4)～(6) 略

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に

記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。